

諸外国でのペットフードの 安全確保状況について (未定稿)

平成19年10月11日

農林水産省
環境省

諸外国でのペットフードの安全確保の状況(概要)

	米 国	カナダ	オーストラリア	E U	日 本
法規制 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 連邦政府と州政府の2段階による法規制。 ● 連邦政府は、「連邦食品・医薬品・化粧品法」に基づき、安全確保の観点から、ペットフードを含む飼料全般について規制。 ● 州政府は米国飼料検査官協会が作成したモデル法令を基に、州法により市販されるペットフードの適正な流通を確保するために規制。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットフードの安全確保について、法規制はない。 ● ペットフードを含む容器入り製品全般について、「消費者容器・表示法」に基づき、正味量、一般名、製造業者名等を英語とフランス語の両方で表示することを義務化。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットフードの安全確保について、連邦政府による法規制はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人の生命・健康の保護、消費者の利益の保護を目的とし、動物の健康と福祉を考慮して、ペットフードを含む飼料全般についてEU共通の規則(Regulation)及び指令(Directive)等に基づき法規制。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットフードの安全確保について、法規制はない。 ● ペットフード公正取引協議会が、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき公正競争規約を定め、適正表示を推進。
法規制 以外の 主な 枠組み		<ul style="list-style-type: none"> ● 行政の主導で、「ペットフードの表示と広告に関するガイドライン」を作成。 ● PFAC(カナダペットフード協会)がペットフードの原料、栄養、表示等の自主基準を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政の主導で、「ペットミートの衛生的な生産のための基準」を作成。 ● FIAA(オーストラリアペットフード工業会)がペットフードの原料、栄養、表示等の自主基準を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● FEDIAF(欧州ペットフード工業会連合)が「安全なペットフードの製造に関する実施基準」等を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットフード工業会が「安全なペットフードの製造に関する実施基準」を策定。

※ 注:動物検疫上の規制や、動物用医薬品としての規制を除いて整理

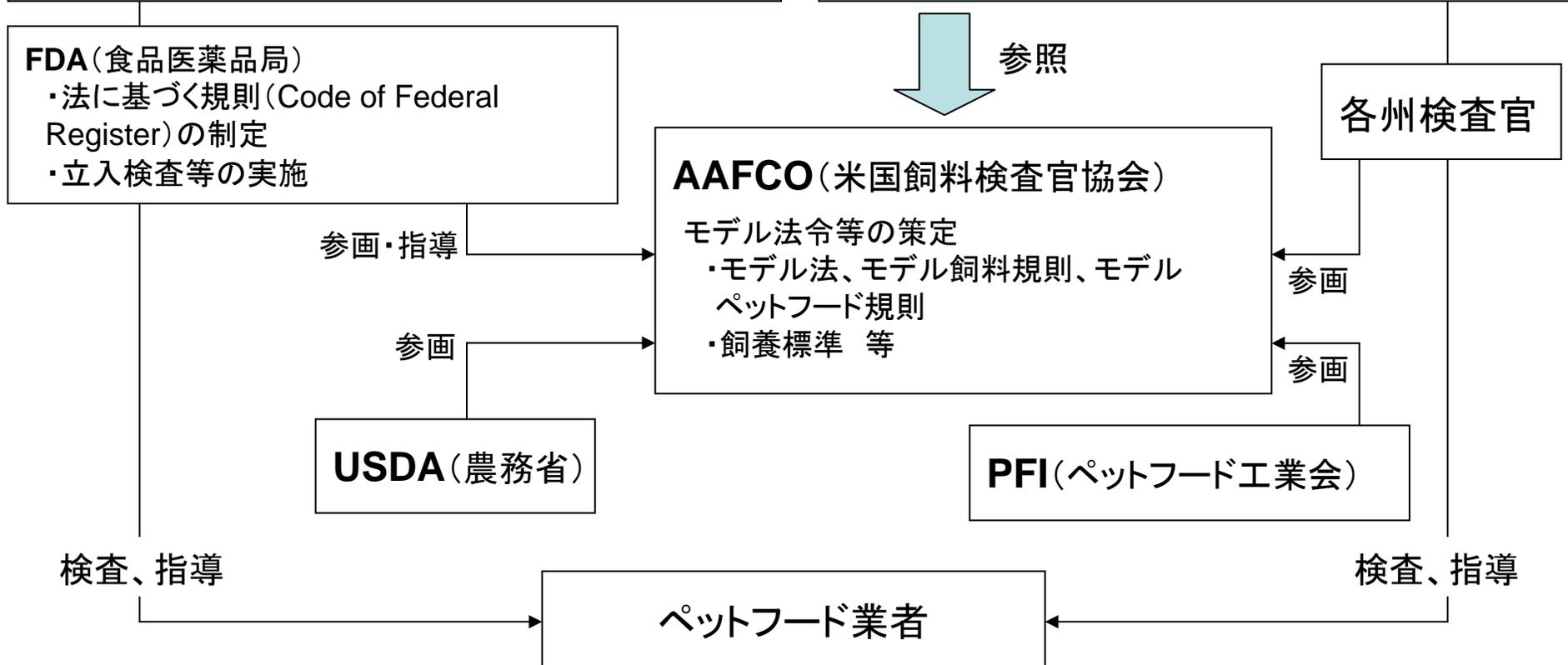
米国での安全確保の枠組み

連邦政府: 連邦食品・医薬品・化粧品法に基づく規制

- ・食品及び飼料について安全性を確保するため、同様の体系で規制
- ・飼料の定義において、ペットフードを除外せず
- ・汚染された又はラベルに不備のある食品や飼料の州間での流通を規制

州政府: 州法(AAFCO(米国飼料検査官協会)のモデル法令に準拠)に基づく規制

- ・市販される飼料の州内での適正な流通を目的とした規制を実施
- ・犬猫用ペットフードへの栄養の妥当性表示の義務付け等、品質確保のための規制が充実



有害な飼料が流通した場合は業者がリコールを実施し、FDAが監視及び指導を行う。

カナダでの安全確保の枠組み

飼料法に基づく規制

所管: Agriculture and Agri-Food Canada

規制内容: 適正な表示のない飼料や有害な飼料等の製造、販売、輸入を禁止するとともに、Canada Food Inspection Agency等による検査について規定。ただし、ペットフードは本法による規制の対象外である。

動物衛生法に基づく規制

所管: Agriculture and Agri-Food Canada

規制内容: 動物衛生の確保の観点から有害物質に汚染された物品の輸入を禁止できる旨の規定があり、本規定をペットフードに適用することが可能である。

消費者容器・表示法に基づく規制

所管: Industry Canada

規制内容: 容器入り製品一般についての容器、表示、販売、輸入及び広告を規制

- ・ 正味量を記載することを義務付け
- ・ 製造者の住所・氏名、製品の一般名称、産地等を表示することを義務付け(原則として英語及び仏語で表示)
- ・ 虚偽の又は誤認を招く表示の禁止

カナダにおけるペットフードの表示と広告に関するワーキンググループ

- ・ 消費者容器包装法に基づき、「ペットフードの表示と広告に関するガイドライン」を作成

[メンバー]

- ・ Industry Canada
- ・ Agriculture and Agri-Food Canada
- ・ Health Canada
- ・ PFAC(カナダペットフード協会)

- ・ カナダケネルクラブ
- ・ カナダ動物健康協会
- ・ カナダ動物医薬品協会
- ・ カナダペット産業合同会議

PFAC(カナダペットフード協会)

- ・ ペットフードの原料、栄養、表示等に関する自主基準を策定

ペットフード業者

情報提供・意見集約

オーストラリアでの安全確保の枠組み

「ペットミートの衛生的な生産のための基準」

- ・ Standards Australia (各種基準の設定を目的とした公益企業)が関係業界の意見を聴取した上で作成
- ・ ペットミート(ペットに給与するための肉)について、①動物への安全、②人への安全、③人の食用への誤用・流用防止の観点から、衛生的に生産する上での基準を設定

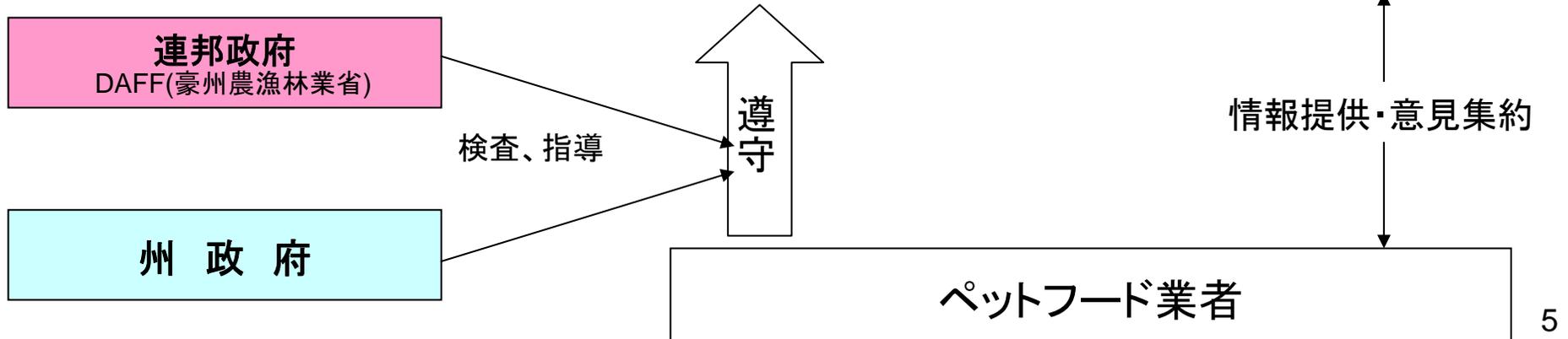
〔内容〕

施設の要件、製造・品質管理体制、誤用・流用を防止するための製品への着色や表示、トレーサビリティの確保等について規定

- ・ 本基準は法的強制力を持つものではないが、遵守した製品にはその旨の表示がなされる。なお、オーストラリアから輸出される製品については、本基準に準拠して製造されていることが輸出検疫証明を受けるための要件とされている。

FIAA(オーストラリアペットフード工業会)

- ・ ペットフードの原料、栄養、表示等に関する自主基準を策定



EU(欧州連合)での安全確保の枠組み

EU法の制定

規則 178/2002/EC

食品と飼料(ペットフードを含む^{注2})の安全に関する基本枠組みの設定

第5条:「食品法は人の生命と健康の…保護及び…消費者の利益の保護の追求を目的とし、適切な場合において動物の健康と福祉…を考慮すべき」

規則 882/2004/EC

加盟国が行う食品、飼料の公的管理措置を規定

規則 183/2005/EC

飼料の衛生条件、施設の登録/承認、HACCPによる管理等を規定

指令 96/25/EC, 79/373/EC

飼料原料、配合飼料の表示等について規定

その他、有害物質の規制や飼料添加物、動物性たん白質の利用等に関する規則、指令及び勧告あり

- 注1) 規則(Regulation) : 加盟国に共通して直接適用
 指令(Directive) : 加盟国が国内法に反映
 勧告(Recommendation) : 加盟国への強制力はない

注2) ペットフード中のメラミンの存在に関し、本年5月にEC(欧州委員会)がEFSA(欧州食品安全庁)の科学的見解を要請した際の根拠として、規則178/2002の規定が引用されていることから、本規則の適用対象からペットフードが除外されていないと考えられる。

FEDIAF(欧州ペットフード工業会連合)

・「安全なペットフードの製造に関する実施基準」策定

・その他ペットフードの栄養等に関する基準を策定

加盟国 : EU法に従い国内法を整備し規制

検査、指導

ペットフード業者

情報提供・意見集約